

石垣市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（用語の定義）

第2章 基本理念・基本原則

第3条（基本理念）

第4条（基本原則）

第3章 市民の役割

第5条（市民の権利）

第6条（市民の責務）

第4章 事業者等の役割

第7条（事業者等の権利）

第8条（事業者等の責務）

第5章 市議会の役割

第9条（市議会の責務）

第10条（議員の責務）

第6章 市の執行機関の役割

第11条（市長の責務）

第12条（執行機関の交流及び連携）

第13条（職員の責務）

第7章 市政運営

第14条（総合計画）

第15条（健全な財政運営）

第16条（情報の公開及び共有）

第17条（個人情報保護）

第18条（説明責任）

第19条（行政組織）

第20条（審議会等）

第21条（行政手続）

第22条（意見公募手続）

第23条（市民からの意見、要望、苦情等への対応）

第24条（行政評価）

第8章 参画及び協働

第25条（参画及び協働の推進）

第26条（住民投票）

第27条（住民投票の請求及び発議）

第9章 安心、安全なまちづくり

第28条（保健、医療及び福祉の充実）

第29条（地産地消の推進）

第30条（防犯及び交通安全の推進）

第31条（危機管理と災害予防）

第10章 自然環境の保全と再生及び風景づくり

第32条（自然環境の保全と再生及び風景の創出）

第11章 文化の継承、発展及び創造

第33条（文化の継承、発展及び創造）

第 1 2 章 コミュニティ活動の推進

第 3 4 条（コミュニティ活動の推進）

第 1 3 章 平和活動の推進

第 3 5 条（平和活動の推進）

第 1 4 章 交流及び連携

第 3 6 条（国及び他の地方公共団体との交流及び連携）

第 3 7 条（国際社会との交流及び連携）

第 1 5 章 条例の位置付け等

第 3 8 条（条例の位置付け）

第 3 9 条（条例の見直し）

附則

前 文

日本最南端の石垣市は、亜熱帯気候に属し、四方を珊瑚礁に囲まれ、於茂登連山に抱かれた自然豊かなまちです。

この風土は、感謝の心や思いやり、進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、歴史と伝統あるまちとして、また、清新な文化や優れた産業を生み出し、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。

私たちは、このまちを心から愛し、誇りに思います。そして、先人の英知と努力によって今日の姿があることに感謝しています。

私たちは、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、全ての市民が「石垣市」に愛着を持ち、いつまでも住み続けたいくなる安心安全なまちとなるように、さらに豊かなまちを築き、未来へ引き継ぐことを目指します。

そのためには、市政の主権者である市民が地域のことを自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、協働の精神の下、だれもがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていこうとする私たちのまちの自治を推進します。

よって、ここに、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の定める規範として、石垣市自治基本条例を制定します。

【解 説】

前文は、この条例を制定するにあたっての理念や考え方を明らかにするものです。

この条例を制定する契機の一つとして、平成 12 年の地方分権一括法の施行があります。国と地方自治体の関係が「上下・主従」から、「対等・協力」なものになり、自治体としてこれまで以上に独自の基準や自

己責任によって判断することが求められ、私たちはお互いに協力し、尊重し合いながらまちづくりを進めていく必要が出てきました。

こうした背景に対応しながら、まちを築き、守り、発展させてきた先人たちの想いを引き継ぎ、また、次世代に引き継いでいくためには、市民、市長、議員及び職員の4者が、将来にわたって共有すべき考え方や役割分担を明確にし、それぞれが責務を果たし協力していくことが欠かせなくなってくるものと考えます。

そこで必要となるのは、市政の基本的な制度や運営の仕組みの共有です。さらに、自らの地域を自らで治めていくといった意思をまちの内外に明らかにすることによって、自治の意識が高まっていくものと期待します。

通常、「市」と言えば役所と議会を指しますが、これからは「市」と言えば、市民も含めるものだと誰しもが考えられるようになるのが理想といえます。そうなれば、市民と行政による「協働のまちづくり」といった現在の考え方もさらに前進し、まちづくりの主役は市民であるということが明快になると考えます。

石垣市にふさわしい自治のあり方を考えるにあたって、市の成り立ちや特性を第一に踏まえ、石垣市の都市（まち）としての発展過程を明らかにし、まちの表情の「多様性」とそこに集い文化を育む人々の「多様性」を石垣市の大きな特徴と捉えます。

以上の石垣市の特性と条例制定の背景を踏まえ、目指すべき自治のあり方について、以下の視点から述べます。

自治の主体確認

石垣市に住み・働き・学ぶ多様な市民が自治の主体であること。

まちづくりの基本理念

身近な地域における住民自治を起点とし、地域に関わる多様な市民による協働を広げていくこと。

市民自治の実現

市議会・市長による市政を信託するとともに、市民自らも地域に参加・協働すること。

地域社会の将来展望

豊かな地域社会を継承していくこと。そうした想いを実現していくためにも、市民・議会・市長による基本理念の共有を謳い、この条例を石垣市の自治の最高規範として制定することを宣言します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。

【解説】

この条例の直接の目的は、「民主的で能率的な市政の確保を図ること」であり、また、「個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること」を、さらに高次の目的としています。

そして、これらの目的を達成するために必要なこととして、

普通地方公共団体としての市を運営する際における、前文に掲げる基本的な考え方（基本理念）にのっとった具体的な進め方（基本原則）
市民、議会及び市長その他執行機関のそれぞれの権利や義務
国とは別個の独立の団体としての市が、その団体自身の手により自主的かつ自立的に市政を行うとともに、市民の意思を反映した自律した市政の運営を推進するにあたって、市民の参加を促進するための基本的事項を定めています。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (3) 市 市長を代表者とする基礎自治体としての石垣市をいう。
- (4) 執行機関 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。
- (6) 協働 市民、事業者及び市がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。
- (7) コミュニティ 市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らせる地域をより良くすることを目的とし、自主的に形成された組織及び集団をいう。

【解説】

この条例における重要な用語の意義を定めています。

- (1) 「市民」とは、市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動（自治会、趣味のサークル等）などさまざまな活動を行っている個人として定めています。
- (2) 「事業者等」とは、その活動の目的や分野、内容などに関係なく、石垣市内で活動する団体をいう。
- (3) 「市」とは、議会を含めた基礎的な自治体を意味するものであり、住民にとって最も身近な行政主体のことをいう。
- (4) 「執行機関」とは、市長と行政委員会をいいます。
- (5) 「参画」とは、暮らしやすい地域社会をつくるために、政策立案等の行政プロセスに主体的に参加し、市民、事業者等と市が共にまちづくりについて考えるという積極的な意味を含んで使用されることの多い、いわゆる「参画」として、市政にかかわり、行動することをいいます。
- (6) 「協働」とは、まちづくりを進めるためには、市民、議会、市の執行機関の三者の連携と協力が基本となるとしています。
この三者が、それぞれの役割と責任の下、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して、互いの力を出し合うことによって、市民が幸せに暮らすまち石垣のまちづくりを進めていくことを「協働」としてしています。
- (7) 「コミュニティ」の定義については、様々な考え方があります。

この条例でいうコミュニティの定義は、活動も含めたコミュニティではなく、「自主的に形成された組織及び集団」とし、第34条（コミュニティ活動の推進）で、その活動を盛り込んでいます。

第2章 基本理念・基本原則

（基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、市民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、市民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。
- (2) 市は、国及び沖縄県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【解説】

自治を実現するための2つの基本理念

住民自治を起点とするまちづくり	自律的運営で自治体として自立
-----------------	----------------

自治を実現するための最も基本となる2つの理念として、第1号でまちづくりの基本理念を、第2号で自律した市政運営の基本理念をそれぞれ定めています。

地域における市民の主体的な地域活動こそが自治の土台となるものです。

中でも、身近な地域の課題について、まちの特性を踏まえ、住む人だけでなく地域に関わる様々な人々や事業者等に協働の輪を広げていくことを第1の基本理念とします。

さらに、市議会及び市長その他執行機関が、市民や事業者等、あるいは他の自治体や国・県等の関係機関と連携し、分権時代に対応した自主的・自立的な市政運営の確立を図ることを第2の基本理念とします。ここで言う「自律的運営」は、「自己決定・自己責任」の原則として言われるものです。

また、第1の基本理念は日本国憲法が掲げる「地方自治の本旨」の「住民自治」の原則に対応し、第2の基本理念は同じく「団体自治」の原則に対応しています。両者の関係は、「住民自治」が基本であり、「団体自治」はこれを実現するための手段として位置づけられます。

(基本原則)

第4条 市民及び市は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 地域社会に関わる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。
- (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いを認め、多様な市民の個性を尊重すること。

【解説】

第3条の基本理念を実現するための行動指針として4つの基本原則を定めます。

(1)情報共有の原則

情報共有は参加の前提となるものです。また、ここで言う情報とは、市政に関する情報に限らず、市民もまた情報の提供主体であるという視点も含め、石垣市の自治を確立していくために必要なすべての情報を市民と市の共有財産として位置づけます。

(2)参加の原則

参加は強制されるものではなく。一人ひとりの市民の自発的な意思が尊重されるべきものであるとともに、それぞれが自らの意思に責任を持つことを原則とします。

(3)協働の原則

地域の様々な課題を解決していくために、地域社会に関わる多様な主体が協働していくにあたって、それぞれの役割分担と対等な協力関係を基本とし主要目標、目的を共有して連携・活動していくことを原則とします。

(4)多様性尊重の原則

一人ひとりの人権の尊重を基本とし、多様な市民がそれぞれの個性や立場の違いを認め、交流し、連携していくことで、市の多様性を活かしたまちづくりを行っていくことを石垣市独自の原則として掲げます。

第 3 章 市民の役割

(市民の権利)

第 5 条 市民は、日本国憲法に定める基本的人権を保障されるとともに、個人として尊重され、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 市政に参加する権利
- (3) 前 2 号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

2 前項各号に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的扱いを受けない。

【解説】

自治運営において市民に保障されるべき権利を定めています。

「地域のまちづくりを主体的に行う権利」とは、市民が、自治の担い手であることを自覚し、まちづくりへ主体的かつ積極的に参加することを促すためのものであり、「必要な情報を受ける権利」とは、市から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利をいいます。

「行政サービスを受ける権利」とは、市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、行政サービスを受ける権利をいいます。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

- 2 市民は、参加及び協働するにあたり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、自然環境の保全や伝統文化の継承等次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めなければならない。
- 4 市民は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。

【解説】

自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務として、1項は市民が自治の担い手であるという自覚を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本とし、互いに尊重協力し自治を推進する責務を2項は自治運営の基本原則に基づく参加や協働に際してより効果を発揮するための責任を、3項は自然環境の保全や伝統的文化の継承等次世代に配慮した石垣市の方向性を明確なものとするための努力義務を4項は役務の提供に対し負担を分担する義務を定めています。

第4章 事業者等の役割

(事業者等の権利)

- 第7条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。
- 2 事業者等は、市政に関する情報を知る権利を有する。
 - 3 前2項に規定する事業者等の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者等は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

【解説】

事業者等は、地域社会を構成する一員として役割を担うことを明確にするとともに、まちづくりに参加する権利を保障しています。これは一般の企業にとどまらず、非営利活動団体などにも適用されます。

「情報を知る権利」というのは、市民と同じく、市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利をいいます。

(事業者等の責務)

- 第8条 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するとともに、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。
 - 3 事業者等は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。

【解説】

第6条の「市民の責務」と本条の「事業者の責務」については、特に市民と事業者の責任分担という意味で、それぞれが守るべき責務を規定しています。

市内で活動する事業者等は、地域社会を構成する一員として、法令・条例等遵守の徹底、環境の保全など、だれもが安心して住めるまちづくりに貢献する責務を定めています。

第 5 章 市議会の役割

(市議会の責務)

- 第 9 条 市議会は、市の議事機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民福祉の増進に努めなければならない。
- 2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的、効果的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。
 - 3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

【解 説】

本条は、市民の代表で構成される市議会の基本的な責務を定めたものです。

議会には、地方自治法に定めるところにより、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、立法等の政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で重要な役割としてこれらを条例上に改めて定めています。

(議員の責務)

- 第 10 条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。
- 2 議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。
 - 3 議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、調査・審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

【解 説】

議員は、議会の権限が適切に行使されるよう地域における活動などを通じて地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断によって、議会の権能が十分に発揮できるようにする責務を負っています。

第 2 項では、議員は、特定の地域や特定の団体などの代表でなく、市民全体の代表として行動すべき旨を定めています。

第 3 項は、議会の役割や責務を果たすため専門研修等を通じた資質の向上に努めていく旨を定めています。特に、分権時代において独自の政策立法が求められており、これに対応した自己研鑽が不可欠です。

第 6 章 市の執行機関の役割

（市長の責務）

- 第 1 1 条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。
- 2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。
 - 3 市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。
 - 4 市長は、職員を指揮監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。

【解 説】

市議会とともに、市民の代表機関としての市長が担うべき役割や果たすべき責務を定めています。

市民が市長に市政を信託するにあたり、前提として守ってもらう約束事として「しなければならない」と義務規定として表現しています。

第 1 項は、市長が職務を遂行するにあたり、その基本となる考えを規定しています。第 2 項は、市民の意向というものを重要視して、適正に判断することで、直面する市政の課題や様々な問題に対処し、まちづくりに取り組んでいかなければならないというものです。第 3 項は、市長が将来ビジョンや方針を示すことにより、市長の所轄の下に各執行機関が一体となって、市政の推進を図ることを規定しています。第 4 項の「職員」は、市長部局の職員に限らず、市長の統括代表権のもと、他の執行機関の職員も含まれます。

（執行機関の連携及び協力）

- 第 1 2 条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正、公平かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

【解 説】

執行機関は、それぞれが重要な役割を担い、各々の判断と責任の下で事務を執行します。また、首長による総合調整の下、行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮しなければならないことを定めています。

(職員の責務)

- 第 1 3 条 職員は、地域社会の一員であることを認識し、自ら積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。
- 3 職員は、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解 説】

本条の「市民全体のために働く者として」は、公務員のサービスの根本基準(地方公務員法第30条)の規定を踏まえて明示したものです。また、協働のまちづくりの推進を図るため、市職員も市民の一員として位置付け、市職員は職務を遂行するにあたっては、政策形成能力、政策法務能力等の向上を図り、地方分権の担い手として市民の信頼が得られるよう努める責務があることを定めたものです。

第 7 章 市政運営

(総合計画)

- 第 1 4 条 執行機関は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 執行機関は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。
- 3 執行機関は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

【解 説】

総合的で計画的な市政の運営を図るための総合計画は、この条例の理念にのっとりたものでなければならず、執行機関はこの内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならないというものです。

さらに、社会の急激な変化等に柔軟に対処できるよう総合計画の見直しを図りますが、「常に見直し」は現実的には不可能ですので常に検討は行って、必要に応じて見直す旨を定めています。

(健全な財政運営)

- 第 1 5 条 執行機関は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 執行機関は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び公正で効率的な運用に努めなければならない。
- 3 財政状況については、別に定める条例により、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

【解 説】

本条は、財政運営に関する基本的な考え方を明示するとともに、財政情報に係る説明責任を明確化したものです。

第1項では、計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政を確立することが必要であることを規定しています。

憲法第92条によって地方公共団体の運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき法律で定めるとされているところの財政運営については、地方財政法が定められており、地方財政の健全性を確保することを法律の目的としています。

第2項第3項の規定は、地方自治法第243条の3の規定により、条例で定めるところにより、予算執行状況、財産、地方債、一時借入金現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないこととされていることを受けたものです。

なお、本市では、石垣市財政事情の作成及び公表に関する条例が定められ、条例に基づいて各種財政等に関する事項が公表されるほかに補助金に関する情報など市民に関心のある情報の公表や内容を分かりやすいものとして公表することなどを通じて財政運営の透明性の確保に努めています。

第2項の財産の管理（市有財産は市長、教育財産は教育委員会、公営企業運用資産については、公営企業管理者）については、それぞれの担当事務、職務権限と定められており、財産の適正管理及び効率的運用が必要であることを定めています。

（情報の公開及び共有）

第16条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図るため、市の保有する情報を積極的に提供しなければならない。

2 市民、事業者等及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報の共有に努めなければならない。

3 前2項の規定による情報の公開及び共有に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解 説】

市政に関する情報については、積極的に市民に提供することにより、徹底的な情報の共有に努めることにします。ただし、情報共有というのは、市からの一方的な情報提供だけではなく、市民からの情報発信があってこそ成り立つものです。

なお、情報公開に関し、より詳細な規定は「石垣市情報公開条例」に委ねます。

（個人情報の保護）

第17条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護し、その開示等については、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

【解 説】

市は、情報を積極的に提供しますが、個人の権利利益を保護しなければならないことや、収集した個人情報に関しては、厳重に管理して原則として本人以外に開示しない。

個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法第11条により保有する個人情報の適切な取り扱いが義務付けられております。

市は、市民のプライバシーを守るため、個人情報を適正に管理し、適切な保護措置を講じることを定めています。

なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「石垣市個人情報保護条例」に委ねます。

(説明責任)

第18条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【解 説】

「説明責任」とは、市の様々な施策や事業等について市民に説明する責任を言い、本条が及ぶ範囲は広く、市の仕事の計画段階から財政上の情報などまちづくりの諸活動の成果までを想定しています。

(行政組織)

第19条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民に分かりやすい組織の編成を図り、常にその見直しに努めなければならない。

2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。

【解 説】

自治体の組織は、地方自治法第138条の3の規定において執行機関の組織は「系統的に構成しなければならない」「執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない」と規定されています。本条は、この規定をより深め身近なものとなるよう、石垣市としての組織のあるべき姿を表現したものであり、「市民にとって分かりやすい組織」という視点から編成し、常にその組織の見直しを行うよう努めなければならないとします。

なお、単純に組織の名称を分かりやすいものに変えればよいというものではなく、どのような組織体制が市民にとって有益で、機能的に素早い対応が取れるかということを経営機関は常に念頭に置き、組織の編成を考えていかなければならないことを明示しています。

(審議会等)

第 20 条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。

3 審議会等の会議は、個人情報保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。

【 解 説 】

市には、法令、条例、要綱等の規定により、附属機関等（いわゆる審議会等）に、多くの審議会、委員会等が置かれています。特に市の計画、施策等の重要な事案の策定や重要な制度運営などに際しては、市民参加の度合いを高めるために市民委員が含まれる審議会等が置かれることが多く見受けられます。従って、市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で審議会等の委員に市民委員が含まれるものとする事と、その選考にあたっては、一般の公募を原則とする姿勢を堅持し、市民参画を拡充する重要な方法の一つとして位置付けることとします。また、公募委員比率や男女委員比率を考慮して委員の選任をしなければなりません。一方では法令により委員構成が定められている場合、医療など専門性が高い場合や公募に適さない場合もあります。本条では、公募委員比率の具体的な数値について明記していませんが、附属機関等の目的、役割等社会の状況に即した構成にする必要があります。

(行政手続)

第 21 条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に定める。

【 解 説 】

行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールをあらかじめ市民に明らかにすることは、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、行政の透明性を図る上で大切な考え方です。なお、行政手続に関し、より詳細な規定は「石垣市行政手続条例」に委ねます。

(意見公募手続)

第22条 執行機関は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、意思決定前に市民の意見を求める手続(以下「パブリックコメント」という。)を実施するものとする。

- 2 執行機関は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。
- 3 意見公募手続に関して必要な事項は、別に定める。

【解説】

パブリックコメントとは、市が条例や計画など、市の基本的な施策などを定めるときに、事前にその原案を広く市民の皆さんに公表し、市民誰もが意見を述べる機会を設け、多様な意見を市の意思決定や政策形成に反映していくものです。

なお、意見公募の手続きに関し、より詳細な規定は「石垣市パブリックコメント実施要綱」に委ねます。

(市民からの意見、要望、苦情等への対応)

第23条 執行機関は、市政に関する市民の意見、要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に応答しなければならない。

- 2 執行機関は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。
- 3 執行機関は、毎年度、市民の意見、要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない。

【解説】

市民から寄せられた意見、要望、苦情等についての的確な対応を図り、サービスや施策の改善につなげる取組は、民間企業では以前から重視し、商品の改良などに結びつけてきました。行政においても市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化するうえで、その取組はますます重要になっていると考え、この規定を定めています。

(行政評価)

第24条 執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、前項の行政評価の結果に対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを図るよう努めなければならない。

【解説】

行政評価は、自治の主体としての市民が市の行政運営を理解する上で重要なものです。

各施策にどのような成果があったのかを市民に知らせることで市民が主体的に市政に参画することを促進するものです。

またこの条では、市民が実質的に行政を評価することができるよう、評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、施策等へ反映するこ

とが必要であることを定めています。

第 8 章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第 25 条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うにあたっては、市民及び事業者等が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとする。

2 市民、事業者等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を發揮しながら課題解決に取り組むものとする。

【 解 説 】

市民、議会、執行機関が共に担っていく、石垣市の自治運営の基本原則の一つとしての「参画」と「協働」について定めています。

「参画」とは、市民の参加の下で市政を進めていくことです。

市民は市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」ことを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

「協働」とは、市民と市が協力し、互いの特性を發揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

参画協働は、いずれも市民の自発的な発意と自由な意見に基づくものですから、参画又は協働しない市民に対して参加しなかったこと等をもってペナルティを科すなどの特別な不利益を与えないよう、市は配慮することが必要となります。

(住民投票)

第 26 条 市長は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【 解 説 】

市の将来を大きく左右するような重要な事項について、直接市民の意思を把握するために行う住民投票について定めたものです。

住民投票は、対象となる事項について住民との十分な情報の共有がなされているか、また、実施に要する経費の問題など、様々な観点から検討を加える必要があることから、個別の条例の制定により実施するとしています。実際に住民投票を実施する場合は、その事案ごとに「 の住民投票に関する条例」を制定し、投票の実施にかかる必要事項（住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など）を定めることとしています。

住民投票の結果は、法的拘束力はないとされていますが、市民、議会、市長は住民投票の結果を尊重することを掲げています。

(住民投票の請求及び発議)

第27条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない。

【解説】

住民投票に関する住民からの請求手続き、議員及び市長の発議について定めたものです。

第1項は、本市に選挙権のある者(有権者)が、地方自治法第74条(住民の条例制定改廃請求権)に基づくものの1つとして、「」の住民投票条例」の制定について請求できることを定めています。

市民はその代表者が市から認定を受け、1か月以内に市内の有権者の4分の1の連署を集め、市長に提出します。

請求を受けた市長は、先ず選挙管理委員会により連署内容の有効無効の審査を経て、有効の場合、議会に付議するとともに、付議するにあたって意見を付することができます。

第2項は、地方自治法第112条に基づく、市議会議員の議案提出権について述べたもので、市議会議員自らによる、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

第3項は、市長自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合の、住民投票条例の議会への提出を定めています。

第4項は、第1項の規定による市民からの請求を拒むことができず、その請求があった場合は、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならないことを定めています。

第9章 安心、安全なまちづくり

(保健、医療及び福祉の充実)

第28条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指し、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。

2 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、健康づくりに努めるものとする。

【解説】

少子・高齢化にあって、子どもを安心して生み育てることができ、若いも若きも、障がいを持つ者も持たない者もすべての市民が健康的な生活を享受し、安心して暮らせる「健康都市いしがき」づくりを進める必

要があります。そのうえで、生きがいとやすらぎのある生活ができる健康長寿社会の実現をめざし、保健、医療及び福祉の充実に努めることとされています。

また、一人ひとりが自分の健康課題に気づき、生活習慣改善に取り組むなど健康づくりに努めることを定めています。

(地産地消の推進)

第29条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るため、市民、生産者及び関係機関と連携し、地産地消の推進に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 生産者は、農水産物が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農水産物を生産するよう努めるものとする。

3 市民は、地元の安心安全で新鮮な農水産物を積極的に利用するよう努めるものとする。

【解説】

安心・安全な食生活の実践のため、本市で生産されたものを積極的に地域において消費するとともに、学校、保育所等においても利用の促進に努めます。

そのために、農協、漁協等をはじめ関係機関等と連携を図っていく必要があります。

(防犯及び交通安全の推進)

第30条 市は、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを目指し、学校、地域、家庭及び事業者等並びに関係機関と連携し、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。

2 防犯及び交通安全の推進に関して必要な事項は、別に定める。

【解説】

市は、子どもからお年寄り、障がいを持つ方など全ての市民が、安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、学校、地域、警察等と連携して、犯罪の温床とならないような地域環境の整備と防犯活動や交通安全の推進に努める。

また、防犯と交通安全の推進に関し、より詳細な規定は「石垣市交通安全条例」及び「石垣市安全で住みよいまちづくり条例」に委ねます。

(危機管理と災害予防)

第31条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全確保及びその向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

- 2 市民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。
- 3 市民、事業者等及び市は、災害を予防するため、防災のまちづくりを推進しなければならない。

【解説】

市民の身体・生命等の安全性の確保は、行政の基本的かつ重要な役割であることを自治基本条例に定めることによって明らかにするとともに、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、危機管理体制の強化を図ることを定めています。

また、いざ災害が起こった場合に何よりも大切なのは、身近な地域の中で市民相互が助け合うことです。阪神淡路大震災や新潟中越大地震においても、地域住民相互の自助・互助力が、災害時だけでなく、震災後の復旧面でも大きな役割を果たすことが改めて認識されました。

そのような観点から、市民自ら災害に備えるとともに、近隣同士で助け合えるよう、日頃から相互の信頼関係を築いていけるよう努めることを定めています。

第10章 自然環境の保全と再生及び風景づくり

(自然環境の保全と再生及び風景の創出)

第32条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して世界に誇れるかけがえのない財産である自然環境を保全し、又は再生するとともに島の特性を活かした個性豊かで潤いある風景を創出し、次の世代へ継承するよう努めなければならない。

- 2 自然環境と風景の保全に関して必要な事項は、別に定める。

【解説】

石垣島の自然は、世界に誇れるかけがえのない財産であり、先人から受け継いだ優れた自然環境と風景を、市民、事業者等及び市が相互に協力しながらこれらを保全し、又は再生するとともに、風景を創出し、次の世代へ継承していくことを定めています。

自然環境と風景の保全に関し具体的なことについては、「石垣市自然環境保全条例」及び「石垣市風景づくり条例」並びに「石垣市風景計画」に委ねます。

第11章 文化の継承、発展及び創造

(文化の継承、発展及び創造)

第33条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史を尊重し、その中で培われた伝統文化の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 市は、伝統文化の継承及び発展を担う人材の育成の重要性にかんがみ、伝統文化の継承者等の養成に配慮し、担い手の育成に努めるものとする。

3 市は、伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、発展及び創造を図るため、市民一人ひとりが、身近に郷土の歴史、伝統文化に触れ、親しむことができる機会の拡充を図り、文化活動の推進に関わる環境の整備に努めるものとする。

【解説】

私たちの先人は、この天恵の自然風土とこの立地のなかで多彩で独自の文化を生み、育み、発展させてきました。この優れた独自性を有する伝統文化は、私たちの誇りであり、かけがえのない財産です。市民及び市は、このような伝統文化を保存し次世代へ継承するよう努めるものとします。

第2項は、伝統文化を継承・発展させていくため、後継者の養成等担い手の育成に努めるものとします。

第3項は、様々な伝統文化を継承し発展させ、さらには新しい文化を創造していくため、市民が身近に文化に触れ、親しむ機会の拡充や環境の整備に努めるものとします。

第12章 コミュニティ活動の推進

(コミュニティ活動の推進)

第34条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思に基づきまちづくりに取り組むとともに、自治公民館活動等の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市は、コミュニティ活動を尊重し、必要な支援を行うものとする。

【解説】

地域の住民自治は市民自治の原点であり、その住民自治は民主的であるすべての人に開かれたものであるという考えから、市民は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、自治公民館活動等に積極的に参加するとともに、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題解決に向けて自ら行動していくよう努めることを定めています。

この市民の自主的な地域における活動をコミュニティ活動といいます。市は、市民の自主的なコミュニティ活動に対し、必要な支援を行うことを定めています。

必要な支援とは、講演会の開催及び地域活動に必要な情報の提供などを指しています。

第 1 3 章 平和活動の推進

(平和活動の推進)

第 3 5 条 市は、平和な国際社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。

2 市、学校、地域及び家庭並びに関係機関は、平和に対する意識の向上を図るため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めるものとする。

【 解 説 】

平和な社会を実現するとともに、市民生活・文化・伝統を守り、発展させていくことは去る大戦で多くの人命を失った市民の願いであり、本市では、昭和 5 9 年に非核平和都市宣言、平成 1 1 年に平和港湾宣言をしました。また、毎年 6 月 2 3 日の「慰霊の日」での取組や昭和 6 3 年に設置された世界平和の鐘の鐘打を行うことで世界平和を願う取組など、様々な形で平和推進事業を展開し、平和の大切さを広く発信しているところであります。

市は、今後も、市民、事業者等市民参画型の平和活動を推進していくため、戦跡めぐりによる追体験や中高生を対象とした平和の作文募集、長崎平和大使派遣など、あらゆる場面で市民、事業者等の平和に対する意識向上を図るとともに、恒久平和の大切さを訴えながら、平和活動の推進に努めるものとします。

また、市は、学校、地域、家庭等と連携し、世界平和を願う心を大切に守り育てるために、学習や活動の機会の場を設けるよう努める事を定めています。

第 1 4 章 交流及び連携

(国及び他の地方公共団体との交流及び連携)

第 3 6 条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

2 市は、親善都市、友好都市及びゆかりのまちとの交流について、その良好な関係維持に努めるとともに、互いの発展に資するため、協力連携に努めるものとする。

【 解 説 】

国や他の自治体とも情報の共有を図り、医療や福祉、教育、環境等の様々な分野で共通に抱えている課題については、お互いに自主性を持ちながら総合的視点に立って連携を図り、解決に向けて取り組むよう努めるものとします。

第 2 項では、近隣自治体だけでなく、親善都市、友好都市及びゆかりのまちとの交流について、その良好な関係維持に努めることとしています。

(国際社会との交流及び連携)

第 37 条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、海外の姉妹都市の交流に加え、各種分野における国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

【 解 説 】

国境都市の本市では、国内外を問わず、多くの人びとが訪れます。

広くアジア・太平洋地域に開かれた地理的優位性を活かしながら、国際社会との交流連携に努めていくことを定めています。

第 15 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第 38 条 この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。

2 市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする。

【 解 説 】

他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を最大限尊重する等、この条例が、本市の自治における最高規範性を持つことを定めています。

法体系上は、個々の条例にその優劣はありませんが、この条例の理念に基づいた計画、施策等の制定改廃から運用解釈までについて、本条例との整合性を図ることを義務づけることで実態として運用上の最高位に位置する条例としたものです。

(条例の見直し)

第 39 条 市は、5 年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものであるかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。

2 前項に規定する条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問しなければならない。

【 解 説 】

時代経過による条例の形骸化を防止するため、社会情勢に適合しているかどうか、形だけのものになっていないか、市民の意見を踏まえて定期的に条例の見直しが行われ、育てられる条例であることを明らかにしています。

なお、条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問することと定めています。